

「分類の基準」の改定案について

1. 第11回検討チームにおいて提示した「分類の基準」の改定案

本分類は、統計調査の対象における産業の範囲の確定及び統計調査の結果の産業別の表章に用いられるものである。また、本分類においては、事業所で行われる経済活動、すなわち産業が主として次のような分類の基準に着目して区分され、体系的にまとめられたものである。

- (1) 生産に投入される財又はサービスの種類
- (2) 財又はサービスの生産方法（設備、技術等）
- (3) 生産される財又はサービスの用途・機能、取り扱われる商品等の種類

なお、上記において、(1)及び(2)は供給側の視点からの基準であるが、(3)は需要側の視点からの基準である。

2. 御意見及び対処方針

第11回検討チームにおいて以下(1)～(3)の3つの御意見が示されており、それらへの対応方針はそれぞれ以下のとおりである。

(1) 箇条書きの(3)の「取り扱われる商品等の種類」の扱い

「取り扱われる商品等の種類」については、大分類I-卸売業、小売業において、取り扱う商品が同じ場合も用途・機能や設備の相違で区分できると考えられるため、削除した方が良いとの御意見が示された。

これを踏まえ、「取り扱われる商品等の種類」については削除することとしたい。

(2) 前段部分の説明文の記載のあり方

「また、本分類においては、事業所で行われる経済活動、すなわち産業が主として次のような分類の基準に着目して区分され、体系的にまとめられたものである。」の記述は、主語がない上、受け身で表現されている。主語を付し、能動態的文章として記載してはどうかという御意見が示された。

これを踏まえ、当該箇所を以下のとおり修正することとしたい。

「本分類は、事業所で行われる経済活動、すなわち産業を主として以下のような分類の基準に着目して区分し、体系的にまとめたものである。」

併せて、現行の当該部分に2つの文が記載されているが、箇条書きの部分を直接的に説明しているのは現行の第2文であり、現行の第1文は統計調査における産業分類の用途を示している。分類の基準の主旨を説明しているのは現行の第2文であることから、それを明確にするため、現行の第2文を冒頭に記載し、第1文を箇条書きの後ろに記載することにしたい。

(3) 後段部分の説明文の記載のあり方

「なお、上記において、(1)及び(2)は供給側の視点からの基準であるが、(3)は需要側の視点からの基準である。」の記述は不要であるとの御意見が示されたことから、「なお」書き以降は削除することとしたい。

(4) 箇条書き部分の修正

既述の(1)～(3)に加えて、分類の基準をより明確にするため、以下のように修正する。

- ① (2)の括弧内：設備、技術等 ⇒ 設備又は技術等
- ② (3)の用途・機能の部分 ⇒ 用途又は機能

3. 第3項「分類の基準」の改定案（見え消し）

~~本分類は、統計調査の対象における産業の範囲の確定及び統計調査の結果の産業別の表章に用いられるものである。この本分類は、事業所で行われる経済活動、すなわち産業を主として次以下のような分類の基準諸点に着目して区分し、体系的にまとめた配列したものである。~~

~~(1) 生産される財又は提供されるサービスの種類（用途、機能等）~~

(1) 生産に投入される財又はサービスの種類

~~(2) 財の生産又はサービス提供の方法（設備、技術等）~~

(2) 財又はサービスの生産方法（設備又は技術等）

~~(3) 原材料の種類及び性質、サービスの対象及び取り扱われるもの（商品等）の種類~~

(3) 生産される財又はサービスの用途又は機能

~~なお、分類項目の設定に当たっては、事業所の数、従業員の数、生産額、販売額等も考慮した。なお、本分類は、統計調査の対象となる産業の範囲の確定及び統計調査の結果の産業別の表章に用いられるものである。~~

4. 「分類の基準」の改定案（溶け込み）

本分類は、事業所で行われる経済活動、すなわち産業を主として以下のような分類の基準に着目して区分し、体系的にまとめたものである。

(1) 生産に投入される財又はサービスの種類

(2) 財又はサービスの生産方法（設備又は技術等）

(3) 生産される財又はサービスの用途又は機能

なお、本分類は、統計調査の対象となる産業の範囲の確定及び統計調査の結果の産業別の表章に用いられるものである。

5. 参考

(1) 現行 JSIC の「分類の基準」

本分類は、統計調査の対象における産業の範囲の確定及び統計調査の結果の産業別の表章に用いられるものである。この分類は、事業所において行われる経済活動、すなわち産業を、主として次のような諸点に着目して区分し、体系的に配列したものである。

- (1) 生産される財又は提供されるサービスの種類（用途、機能等）
- (2) 財の生産又はサービス提供の方法（設備、技術等）
- (3) 原材料の種類及び性質、サービスの対象及び取り扱われるもの（商品等）の種類

なお、分類項目の設定に当たっては、事業所の数、従業者の数、生産額、販売額等も考慮した。

(2) 答申案における記載の方向性

答申案においては、現時点で以下の骨子を基にして記載する方向で考えている。

- ① 経緯（統計改革推進会議最終とりまとめ、SUT、生産物分類の設定）
- ② 検討の概要（主な論点とその対応）
- ③ その他

(3) 現行 ISIC の「原則と基準（抜粋）」

- (1) 財、サービス及び生産要素の投入
(the inputs of goods, services and factors of production)
- (2) 生産プロセスと技術 (the process and technology of production)
- (3) アウトプットの特徴 (the characteristics of outputs)
- (4) アウトプットの用途 (the use to which the outputs are put)